

# 消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について

---

平成 28 年 11 月 1 日

学習塾事業者のみなさま

公益社団法人全国学習塾協会  
会 長 安 藤 大 作

今般の平成 28 年 10 月 21 日付、家庭教師派遣（学習塾）事業者における消費税転嫁対策特別措置法に基づく勧告事案【参考資料参照】を踏まえて、経済産業省より当協会に対して消費税転嫁対策特別措置法の遵守に関わる周知徹底についての要請【別添参照】がありました。

消費税転嫁対策特別措置法では特定事業者が特定供給事業者に対して消費税の転嫁を拒否する行為が規制対象になっています。同法律では、大規模事業者等が中小企業・小規模事業者等に対して、すでに取り決められた取引価格を後になって下げる「減額」や、通常支払われる対価よりも低く定める「買ったたき」、消費税の転嫁（消費税分を上乗せすること）拒否といった行為が禁止されています。

学習塾事業者のみなさまにおかれましては、全ての取引において消費税の転嫁拒否等の行為が行われないう、対策の実施とその確認を行う責任ある社内体制の構築、適切な措置を講じるべきことの確保を徹底していただきますようお願い申し上げます。

別添：経済産業省「[消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について（要請）](#)」

参考資料：公正取引員会「[株式会社KATEKYOグループに対する勧告について](#)」